



島根県報

令和7年3月31日（月）

号外 第 3 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（ ” ）	2
島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（ ” ）	6
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（ ” ）	6

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第 3 号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表総務課の項中 「予算調整係 」「予算経理第一係 」「業務第一係 」「業務第二係」を
「予算調整係 」「予算経理第一係 」「業務第一係 」「業務第二係」に改め、同表工業団地整備室の項中
「予算調整係 」「予算経理第一係 」「業務第一係 」「業務第二係」を
「予算調整係 」「予算経理第一係 」「業務第一係 」「業務第二係」に改め、同表工業団地整備室の項中
「予算調整係 」「予算経理第一係 」「業務第一係 」「業務第二係」を

削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第 4 号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（銀行振込による納付）

第16条の 3 予算執行者は、納入義務者から銀行振込による納付の申出があったときは、当該納入義務者に対し指定する口座及び期限を通知して納付させることができる。

第68条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、工事施行に伴うものについては、この限りでない。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号

島根県企業局

納入通知書兼領収書

年 度	会 計 名	主 管 課
発行No		
住所・氏名		
金 額		円
税 抜 金 額		円
消費税額及び 地方消費税		円
納 入 金 の 内 容		
納 入 期 限		
納 入 場 所	山陰合同銀行の本店・支店・出張所	
取りまとめ店	山陰合同銀行 県庁支店	
上記のとおり納入してください。		領収日付印
登録番号		

(納入者保管)

島根県企業局

収入済通知書

年 度	会 計 名	主 管 課
発行No		
住所・氏名		
金 額		円
税 抜 金 額		円
消費税額及び 地方消費税		円
納 入 金 の 内 容		
納 入 期 限		
納 入 場 所	山陰合同銀行の本店・支店・出張所	
取りまとめ店	山陰合同銀行 県庁支店	
受 取 人	島 根 県 企 業 局	領収日付印

(企業局保管)

島根県企業局

収入票

年 度	会 計 名	主 管 課
発行No		
住所・氏名		
金 額		円
税 抜 金 額		円
消費税額及び 地方消費税		円
納 入 金 の 内 容		
納 入 期 限		
納 入 場 所	山陰合同銀行の本店・支店・出張所	
取りまとめ店	山陰合同銀行 県庁支店	
受 取 人	島 根 県 企 業 局	領収日付印
	検 印	

(金融機関保管)

様式第44号を次のように改める。

様式第44号

郵便切手類受払箋

種類

[illegible]

備考 1 種類は、郵便はがき、郵便切手、収入印紙の別に作成すること。
2 摘要欄には、郵券類の納入者又は郵便物の発送先の記載すること。発送先が2以上あるときは「何々ほか何件」と記載すること。
3 受及び払については、月計及び累計をすること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第9項を次のように改める。

- 9 防疫作業等従事手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する作業に従事したときに支給するものとし、その額は、1日につき、当該各号に定める額（同一日において当該各号に掲げる作業のいずれにも該当するときは、第1号に定める額）とする。
- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（次号において単に「家畜伝染病」という。）（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 380円（著しく危険であると管理者が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
- (2) 家畜伝染病のうち口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭疽、ブルセラ症、結核、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに家畜伝染病予防法第4条第1項に規定する家畜伝染病以外の伝染性疾病のうち管理者が認めるもの（以下この号において「家畜伝染病等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病等にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業（前号に掲げる場合を除く。） 370円

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の9中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第8条の12第2項第2号中「、第8条の9の規定による請求にあっては3歳に、第8条の10の規定による請求にあっては」を削る。

第8条の13中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第19条第1項中「限る。）」の次に「（第20条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第20条の2 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に

対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条の3 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第33条の表中

「

第38条	地方機関等	事業所等
------	-------	------

」

を

「

第38条	消防総務課長	総務課長
	地方機関等	事業所等

」

に、

「

第45条第1項	地方機関	事業所
---------	------	-----

」

を

「

第45条第1項	総務部長	企業局長
	地方機関	事業所

」

に、

「

第45条第2項	地方機関	事業所
---------	------	-----

」

を

「

第45条第2項	総務部長	企業局長
	地方機関	事業所

」

に、

「

様式第3号の2	総務部人事課長	企業局総務課長
---------	---------	---------

様式第5号	人事課長	総務課長
様式第7号	人事課	総務課

を

様式第3号の2	総務部人事課長	企業局総務課長
---------	---------	---------

に改める。

別表第14号中「看護」を「看護等」に改め、「感染症の予防のための学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話又は」を削り、「小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）の世話をを行うことをいう。）のために」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。